

R 6年度 体育授業・体育的活動の服装についての申し合わせ事項

健康安全指導部

1. 4月～10月

原則、下記Aのように、白の半袖体操服・紺色を基調としたショートパンツ（クォーターパンツ・ハーフパンツ）の服装とする。気候や体調により、下記B・Cも着用可能とする。
※体操服は首元にチャックが付いている物でも構わない。

2. 11月～3月

原則、下記A・B・Cの服装とする。気候や体調により、防寒具としてスウェット・トレーナー・ウインドブレーカーは、着用可能とするが、活動中の体温調節のため、脱ぐことができるように、必ず中に体操服を着用させる。

また、スウェット・トレーナー・ウインドブレーカーに関しては、華美な物でなければ色の指定はしない。ただし、いずれも運動に適した伸縮性のある素材の物にさせる。手袋は活動内容や状況に応じて使用可とする。

<着用不可の物>

上：フード付きの上着・伸縮性のない上着・アンダーシャツ

下：伸縮性のない物（ジーンズパンツなど）・タイツ・スパッツ・レギンス



白色で長袖の体操服

紺色を基調とした体操ズボン

<着用不可の物の一部 例 >



アンダーシャツ・タイツ・スパッツ・レギンス

○上記D・Eのようなタイツ・スパッツ・レギンス類は、児童が怪我をした際に手当ての妨げになること、授業途中での体温調節のために着脱しにくいこと、フード付きの上着は、体育の活動中、フードに手が掛かるなどして、怪我につながる恐れがあることから着用させない。